

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護) 麗洋苑

重要事項説明書

《令和 8 年8月1日現在》

あなたに対する居宅サービス提供にあたり、厚生省令第 37 号第 125 条に基づいて、当事業者が、あなたに説明すべき事項は次の通りです。

1 設置者

法人の名称	社会福祉法人暁興会
法人の所在地	熊本県天草市有明町須子1964番地
代表者名	理事長 永木達也
電話番号	0969-53-0477

2 ご利用施設

施設の名称	短期入所生活介護事業所 麗洋苑
事業の種類	短期入所生活介護(介護保険法第 8 条第 2 項)
介護保険指定番号	4373201021
利用定数	8名
施設の所在地	熊本県天草市有明町須子1964番地
施設長名	岡部 考博
電話番号	0969-53-0477
FAX 番号	0969-53-0479
電子メール	reiyouden003@car.ocn.ne.jp

3ご利用施設であわせて実施する事業

事業種別	事業所名	事業所番号
指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム麗洋苑	4373200403
居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所麗洋苑	4373200379

4 事業の目的と運営方針

社会福祉法人暁興会が運営する短期入所生活介護事業所麗洋苑は、要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護を行う事を目的とします。

①契約者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の心身の機能維持、ならびに契約者家族の身体的・精神的負担を軽減するサービスを提供します

②関係市町村、地域の保健・福祉サービス等との緊密な連携を図り、総合的なサービスを提供します。

5 主な居室及び設備の概要

(※特養と共通の設備を使用)

居室及び設備	数	居室及び設備	数
食堂	2	4人部屋	17
機能訓練室	1	2人部屋	6
浴室(一般浴槽・特殊浴槽・リフト式浴槽)	1		
医務室	1		
静養室	1		
面会室	1		

6 主な職員の人数

(特養と共通配置)

職種	常勤	非常勤	員数
施設長(管理者)	1		1
事務長		1	1
事務員	2		2
生活相談員	1		1
看護職員	4		4
介護職員	22	10	32
機能訓練指導員	1		1
介護支援専門員	2		2
管理栄養士	1		1
栄養士	1		1
調理員	4	2	6
介助員		4	4
宿直員		2	2

7 主な職種の勤務体制

(特養と同様の勤務体制)

職種	勤務体制
医師	週1回 木曜日(15:00～16:00)
介護職員	平常 7:45～17:15 遅出 8:30～18:00 夜勤 17:15～8:45 原則として職員 1 名あたり利用者 3 名の対応を行います。 夜勤帯は介護職員 4 名、当直職員 1 名で行います
看護職員	平常 7:45～17:15 遅出 8:00～17:30 夜勤帯時間帯については、交代で自宅待機を行い、緊急時の対応に備えています。

8 サービスの概要

① 居室の提供

② 食事の提供

栄養士の立てる献立表により、栄養と契約者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します(但し、食材料費は給付対象外です)。食事はできる限り離床して食堂でとっていただけるように配慮します。

食事時間 朝食 8:00～8:45

昼食 11:30～12:30

夕食 17:00～18:00

③ 日常生活の支援(排泄・入浴・整容等)

④ 機能訓練

契約者の機能維持(増強)、日常生活動作の自立・改善を目的としています。

医師の診断の下、個人プログラムを作成し、楽しく広がりのある生活を送っていただくよう努めています。

当施設の保有するリハビリ器具等

苦悩訓練関係・・・平行棒、起立版、滑車運動器等

物理療法 …… 低周波治療器、ホットパック、空圧マッサージ等

9 利用料金(契約書第 4 条参照)

※令和 8 年 8 月 1 日の制度改正に基づき改訂

①サービス利用料金(1 日あたり)

(単位:円)

利用者の要支援・介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	5,530	6,780	7,260	8,050	8,880	9,680	10,470
介護保険から給付する金額	4,977	6,102	6,534	7,245	7,992	8,712	9,423
自己負担額(1 割負担)	553	678	726	805	888	968	1,047
居宅に係る自己負担額	915	915	915	915	915	915	915
食事に係る自己負担額	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545
自己負担額合計(1 日あたり)	2,913	3,038	3,086	3,165	3,248	3,328	3,407

※介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に併せて、契約者の負担額を変更します。

※上記のサービス利用料金には、専従の機能訓練指導員の加算(1 日につき 120 円)、

サービス提供体制加算 I (1 日につき 220 円)、介護職員等処遇改善加算 I 口(17.6%)を

取得しています。(本加算は、令和 6 年 6 月に制度として新設され、令和 8 年 6 月より日 3 加算が統合され一本化されたものです)

②送迎(ショートステイ特有)

送迎を希望される場合は、利用者の自宅と施設間で入退所の送迎を行います。

通常実施地域の方(有明町内) 送迎加算:片道 184 円

※上記地域以外(有明町外)の方につきましては、10 km毎に 300 円加算されます。

③施設の滞在費・食事の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税非課税世帯者)や生活保護を受けておられる方の場合は、滞在費・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分	滞在費(1 日)	食費(1 日)
生活保護受給者		第 1 段階	0 円	300 円
世帯全員 が市町村 民税非課 税世帯	高齢福祉年金受給者	第 2 段階	430 円	600 円
	年金収入等 80 万以下の方	第 3 段階①	430 円	1,030 円
	年金収入等 80 万超 120 万以下の方	第 3 段階②	530 円	1,360 円

上記以外の方(対象府外の方)	第 4 段階	915 円	1,545 円
----------------	--------	-------	---------

※公的年金等収入金額(非課税年金を含みます)+その他の合計所得金額。

④基準介護サービス以外のサービスおよび利用料金

【理容サービス】毎月、第 2・第 3・第 4 水曜日(午前中)

施設内において出張理容サービスをご利用いただけます。出張理容サービスの実施にあたっては、器具消毒・タオル類の交換・理容師の健康確認等、感染症予防対策を徹底しています。しかし、施設内で感染症が疑われる状況がある場合や、利用者に発熱・呼吸器症状・消化器症状が認められる場合には、安全確保のため、サービスを中止または延期することがあります。感染防止の観点からの判断であり、ご理解とご協力をお願いいたします。

(理容サービス) 1 回 2, 000 円 1, 200(丸刈り)

10 利用料金のお支払いについて

原則として、サービス提供月の翌月末までのお支払いとなります。

11 協力医療機関について

当施設の協力医療機関は以下の通りです。

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
天草地域医療センター	天草市亀場町食場 854-1	0969-24-4111	外科・内科・循環器科・他
浜崎歯科医院	天草市有明町大浦 1565	0969-54-0401	歯科

12 退所手続き(契約書第 20 条参照)

事業者は、契約が終了し契約者が退所する際は、契約者及びその家族の希望、契約者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な対処のために必要な援助を行います。

①お預かり金品について

退所が決定致しますと、代理人の方へご本人からお預かりしている金品をお引渡し致します。

13 代理人

契約締結にあたり、代理人を指名し契約書に署名捺印をお願いいたします。

14 苦情受付

①当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

担当者職氏名	担当者:黒木 智和(生活相談員) 責任者:岡部 考博(施設長) ※上記担当者が不在の時は、当施設の他の職員が対応し、担当者へ連絡します。
電話番号	電話:0969-53-0477 FAX:0969-53-0479
対応日時	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 ※ただし、ご要望があれば上記時間以外にも対応します。
第三者委員	評議員:脇山美津枝(080-5243-1727) 評議員:盛田千代子(080-6436-0771) 監事 :浦田重憲 (0969-54-0303)

②行政機関等

苦情受付機関名	所在地	電話番号
天草市役所 高齢者支援課	〒863-8631 天草市東浜町 8 番 1 号	0969-23-1111
熊本県国民健康保険団体連合会	〒862-8639 熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号	096-365-0811
熊本県運営適正化委員会(熊本県 社会福祉協議会)	〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町 3 番 7 号	096-324-5471

③サービスの第三者評価の実施状況について

当施設では熊本県福祉サービス第三者評価制度による評価は行っておりません。

15 事故発生時の対応

当施設では、サービス提供中に事故が発生した場合、速やかに応急処置を行い、必要に応じて協力医療機関等への搬送を行います。事故の状況および対応内容については、速やかに契約者および家族へ連絡し、説明を行います。また、事故発生の経緯・原因・再発防止策等を記録し、必要に応じて関係行政機関へ報告します。事故防止に努めるとともに、発生時には適切かつ迅速な対応を行います。

16 身体拘束について

当施設では、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は、原則として行いません。ただし、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たし、利用者の生命または身体を保護するためにやむを得ない場合に限り、最小限の範囲で身体拘束を行うことがあります。身体拘束を行う場合には、事前に家族へ説明し、同意を得たうえで実施します(緊急時を除く)。実施した場合は、理由・方法・時間・解除状況等を記録し、再発防止に努めます。

17 利用時の留意事項

(面会利用にあたり、以下の事項を遵守していただきます。

- ・面会：感染症対策等により、面会方法・時間を制限する場合があります。
- ・外出・外泊：事前に職員へご相談ください。体調や感染状況により制限する場合があります。
- ・飲食物の持ち込み禁止：衛生管理および誤嚥防止のため、飲食物の持ち込みはご遠慮ください。
- ・喫煙禁止：施設敷地内は全面禁煙です。
- ・その他：安全確保のため、職員の指示に従っていただく場合があります。

18 入所時のリスク等について

当施設は医療機関ではなく、介護サービスを通して日常生活の支援や活動性のある生活をお過ごしいただくための施設です。そのため、医師の常駐はなく、看護職員の夜間帯の配置也没有ありません。病気や事故等が発生した際には十分な対応ができない場合があります。万一事故等が発生した場合には可能な限りの対応を行います。当施設では医療的責任は負いかねますので、以下の事項について事前にご理解いただいたうえでご利用いただきます。

①転倒・転落について 施設内では、歩行中(歩行器・杖等を含む)の転倒や、車椅子・ベッドからの転落等が起こる危険性があります。当施設では身体拘束は行いません。法定基準に基づく職員配置のもと、身体機能維持のために歩行される場合も多く、転倒の可能性もあります。また、就寝時にベッドから転落する場合があります。

②不慮の骨折・ケガ等について 高齢者は骨粗鬆症等により、起き上がり・寝返り・座位保持などの日常動作でも骨折する場合があります。皮膚が薄く、軽度の摩擦でも表皮剥離が生じやすく、血管も脆弱なため、軽い打撲でも皮下出血が生じることがあります。また、脳・心臓疾患等により急変・急死される場合もあります。

③加齢や認知症により、噛む力・飲み込む力が低下し、誤嚥や誤嚥性肺炎を起こす可能性があります。食事形態の調整等を行います。完全に防ぐことが困難な場合があります。

④新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ、疥癬等の感染症に罹患する場合があります。感染拡大防止のため、入浴制限や居室移動をお願いする場合があります。医師の診断や管理者の判断に基づき対応しますが、施設状況や利用者の状態によっては、ご利用をお断りする場合があります。また、利用時に風邪症状や体調不良がみられる場合も、ご利用をお断りする場合があります。

⑤物品の紛失について。金品・貴重品の紛失防止のため、持ち込みはご遠慮ください。衣類等には必ず名前の明記をお願いします。

⑥病院受診について。病院受診の同行は行っておりません。受診が必要な場合は、ご家族での対応をお願いしています。

⑦救急対応について。救急時には、ご家族または担当ケアマネージャーへ連絡し、対応をお願いしています。

19 個人情報の取り扱いについて

当施設では、契約者およびその家族の個人情報について、以下の目的の範囲内で必要最小限の利用を行います。

1. 介護認定の申請・更新・変更のため
2. 施設サービス計画の作成およびサービス提供のためのカンファレンスでの情報共有のため
3. 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)等との連絡調整のため
4. 事故発生時の県・市町村への連絡のため
5. 病状急変時等の医療機関への連絡のため
6. 苦情対応に関する県・市町村等の調査への協力のため
7. 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
8. その他、サービス提供に必要な場合や緊急を要する連絡のため

使用期間

契約で定める期間とします。

使用条件

個人情報は必要最小限とし、サービス提供目的以外には使用しません。

契約締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らすことはありません。

個人情報を使用した会議の内容や提供先等については記録し、請求があれば開示します。

肖像権について

当施設のホームページ、パンフレット、研修資料、掲示物、苑だより等において、利用者の写真・映像を使用させていただく場合があります。

20 ハラスメント防止への取組み

当施設では、利用者、ご家族および職員の人格と尊厳を尊重し、安心してサービスを利用・提供できる環境づくりに努めています。利用者、ご家族等による暴言、暴力、威圧的な言動、性的な言動、不当な要求などのハラスメント行為はお断りします。ハラスメントが確認された場合は、事実確認を行い、必要に応じてサービスの提供方法の見直しや関係機関への相談など、適切な対応を行います。なお、正当なご意見、ご要望および苦情については、これまでどおり誠実に対応いたします。

※当施設では、別に定める「ハラスメント防止指針」に基づき、ハラスメントの防止および適切な対応に取り組んでいます。

私は、本書面に基づいて事業者の職員

職名 生活相談員 氏名 黒木 智和 から

上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

契約者 氏名 印

住所

身元引受人 氏名 印

続柄()

住所

電話番号